

口座管理機関に関する命令(平成十四年^{内閣府}財務省令第二号)

改正案

現行

<p>(口座管理機関となることができる者)</p> <p>第二条 法第四十四条第一項第十二号に規定する主務省令で定める者は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する金融商品取引業者(同条第八項第七号イに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて同条第二項の規定により有価証券とみなされるもの(以下この号において「投資信託受益権」という。))についての同条第八項第七号に掲げる行為に係る業務を行う者が、その発行する投資信託受益権(同法第四十三条の二第一項及び第二項に規定する方法に準ずる方法により、自己の固有財産と分別して管理をするもの(当該管理の状況について、同条第三項に定めるところに準じて行う監査を受けているものに限る。)(に限る。))について振替業(法第三条第一項に規定する振替業をいう。)(を行う範囲に限る。)</p> <p>二 金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>(口座管理機関となることができる者)</p> <p>第二条 法第四十四条第一項第十二号に規定する主務省令で定める者は、次に掲げるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三十項に規定する証券金融会社</p> <p>二・三 (略)</p>
---	--